

## 鹿 児 島 県 公 報

令和4年7月1日（金）第324号の3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱（※）（財政課取扱い） 1
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 2
- さつま地区特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧（漁港漁場課取扱い） 2
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 2
- 車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法（道路維持課取扱い） 2
- 車両制限令に基づく道路の指定（道路維持課取扱い） 3
- 車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法（道路維持課取扱い） 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課取扱い） 4
- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）（交通規制課取扱い） 4
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第558号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱（平成2年鹿児島県告示第1811号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「10人（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）」を「5人（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）」に改める。

第5条第4項中「、当分の間」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 地域脱炭素化促進事業に係る第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「42億円」とあるのは「67億5,000万円」と、「63億円」とあるのは「101億2,000万円」と、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

第8条中「15年」を「20年」に改める。

## 附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、改正後の鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の貸付金から適用する。

## 鹿児島県告示第559号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和4年7月1日から令和5年6月30日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
7,700トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	6,400トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

## 鹿児島県告示第560号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定によりさつま地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧期間  
令和4年7月1日から同月20日まで
- 2 縦覧場所  
鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課，鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課，南薩地域振興局農林水産部林務水産課及び北薩地域振興局農林水産部林務水産課出水市駐在機関

## 鹿児島県告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（現地測量）
- 2 作業の期間 令和4年6月22日から同年8月4日まで
- 3 作業の地域 喜界町大字滝川地内

## 鹿児島県告示第562号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
県道	鹿児島川辺線	鹿児島市下福元町字朝鮮谷11135番2地先から南九州市川辺町野

	崎字馬場田4234番1地先まで
鹿児島加世田線	鹿児島市下福元町字苞落12385番1地先から同市下福元町字朝鮮谷11135番2地先まで
額娃川辺線	南九州市川辺町野崎字馬場田4234番1地先から同市知覧町瀬世字田淵784番1地先まで
枕崎知覧線	南九州市知覧町瀬世字田淵784番1地先から枕崎市東本町197番地先まで
鹿屋吾平佐多線	肝属郡肝付町富山字上牧1007番1地先から鹿屋市吾平町麓字名主原553番3地先まで

## 2 指定する期日

令和4年7月1日

## 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 鹿児島県告示第563号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のとおり指定する。

令和4年7月1日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区間
県道	額娃川辺線	南九州市川辺町野崎字馬場田4234番1地先から同市知覧町瀬世字田淵784番1地先まで（南九州川辺インターチェンジを除く。）
	枕崎知覧線	南九州市知覧町瀬世字田淵784番1地先から枕崎市東本町197番地先まで

## 2 指定する期日

令和4年7月1日

## 鹿児島県告示第564号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路

の通行方法を次のとおり定める。

令和 4 年 7 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	鹿屋吾平佐多線	肝属郡肝付町富山字上牧1007番1地先から鹿屋市吾平町麓字名主原553番3地先まで

2 指定する期日

令和 4 年 7 月 1 日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合には、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

鹿児島県告示第565号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
湯之元1地区	次に掲げる標柱の1号から5号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と5号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
標柱	標柱の所在地
1号	薩摩川内市祁答院町藺牟田字宮之宇都2824番1
2号	薩摩川内市祁答院町藺牟田字中尾3122番
3号	薩摩川内市祁答院町藺牟田字中尾3120番5
4号	薩摩川内市祁答院町藺牟田字宮之宇都2840番1
5号	薩摩川内市祁答院町藺牟田字宮之宇都2838番

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第17号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第4主要地方道指宿鹿児島インター線の項の次に次のように加える。

主要地方道鹿児島	鹿児島市下福元町字朝鮮谷11135番2地先から南九州市
----------	-----------------------------

島川辺線（南薩縦貫道）	川辺町野崎字馬場田4234番1地先まで
-------------	---------------------

別表第4中

主要地方道鹿児島加世田線	鹿児島市上福元町字高尾原6917番1から同市下福元町字苞落12385番1まで
--------------	--

を

主要地方道鹿児島加世田線（南薩縦貫道）	鹿児島市上福元町谷山I Cから同市下福元町字朝鮮谷11135番2地先まで
---------------------	--------------------------------------

に改め、

同表主要地方道鹿児島蒲生線の項の次に次のように加える。

主要地方道穎娃川辺線（南薩縦貫道）	南九州市川辺町野崎字馬場田4234番1地先から同市知覧町瀬世字田淵784番1地先まで
-------------------	--

別表第4主要地方道枕崎港線の項の次に次のように加える。

主要地方道枕崎知覧線（南薩縦貫道）	南九州市知覧町瀬世字田淵784番1地先から枕崎市東本町197番地先まで
-------------------	-------------------------------------

別表第4主要地方道鹿屋吾平佐多線の項の次に次のように加える。

主要地方道鹿屋吾平佐多線	肝属郡肝付町富山字上牧1007番1地先から鹿屋市吾平町麓字名主原553番3地先まで
--------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 7 月 1 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

### 鹿児島県立病院局企業管理規程第7号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表非紹介患者初診加算料の項中「5,000円」を「7,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同表再診加算料の項中「2,500円」を「3,000円」に、「1,500円」を「1,900円」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。